

長野県火山防災のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 長野県内4火山（御嶽山、乗鞍岳、焼岳、浅間山）において、火山と共生する上で必要な啓発の方向性及びその具体化のための方策、登山者等への火山防災の啓発のあり方等について検討を行うため、長野県火山防災のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県内火山におけるビジターセンターの機能、役割及び活用方法の検討
- (2) 御嶽山における火山マイスター制度の検討、運用方法の検討
- (3) その他検討会が必要と認める事項

(検討会)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうち、長野県危機管理部長が指定したものにより構成する。

- (1) 専門分野の有識者
- (2) ビジターセンター関係市町村職員
- (3) 国・県等関係機関職員

(座長)

第4条 検討会の座長は、長野県危機管理部長が当たる。

- 2 座長は、検討会を統括する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務は、長野県危機管理部危機管理防災課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。